

令和8年(2026年)5月8日 議会全員協議会資料

建設水道部 上下水道課

下水道使用料の賦課誤りについて

1 賦課誤りの対象と内容

1 件の下水道使用料の賦課について、「市の水道水と自家水の併用により、使用水量の算定を人数割りとする」旨を市が登録していたことに対し、対象者から疑義の申し出がありました。調査の結果、下水道接続当初から市の水道水のみを利用していたことが判明し、過去の賦課状況を確認したところ、過大に賦課・徴収していたことが確認されました。

2 過誤請求期間および返還対象期間

・過誤請求期間:平成4年(1992年)11月分から令和7年(2025年)11月分

・返還対象期間:平成18年(2006年)1月分から令和7年(2025年)11月分

※飯山市下水道使用料過誤納金に係る返還金取扱要領第4条により、返還対象期間は20年

3 返還金額

107,590円

(過誤徴収金:104,290円 還付加算金:3,300円)

4 対応

対象者の方には訪問により直接お詫びし、経緯を説明したうえで、過大に賦課・徴収していた金額に還付加算金を加えて返還します。また同様に使用水量を人数割りで登録している利用者に対し、実態と相違がないか調査を進めてまいります。

5 再発防止

現在は同様の事務を複数人で共有し、ダブルチェックを行うなどチェック体制を強化しております。今後、同様な誤りを繰り返さないよう、信頼回復に努めてまいります。